

鳥取市きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市きのこ王国とっとり推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、原木しいたけ等の生産体制の整備、販売戦略の実施、原木の安定確保を行う生産者等（以下「生産者」という。）の取組を支援することにより、きのこ王国とつ通りの実現を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱（平成31年3月29日第201800357053号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う事業のうち、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助金の交付)

第4条 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとし、同表の第5欄に定める額を限度とする。）に別表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）以下とし、別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

2 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日が経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」とい

う。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(達成状況報告)

第10条 栽培環境整備支援、新規生産者施設整備支援、安定労働確保支援を実施した事業実施主体は、実施計画についての達成状況報告を事業が終了した年度の翌年度から起算して3年間、各年度の翌年度の5月20日までに様式第4号により市長に提出するものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条第1項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第1項第5号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、事業実施主体はこれに従わなくてはならない。

(財産に関する書類の保管)

第13条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象経費の限度額	6 重要な 変更
栽培環境整備支援	生産者、農協支部生産部、地区生産部、農業協同組合	増産・品質の安定化を図るためのほだ場の造成（上木整理、作業道整備）及び気象条件に左右されない施設（「鳥取茸王ハウス」(注1)、散水施設、ビニール被覆、簡易ハウス等）の整備に要する経費(注2)(注3)(注4)	1/3	ほだ場の造成にかかる経費と、次の各号に掲げる限度額のうち該当するものの合計額を上限とする。 (1)パイプハウス ア 面積240m ² 未満7,700円/m ² イ 面積240m ² 以上300m ² 未満7,300円/m ² ウ 面積300m ² 以上6,800円/m ² (2)散水施設500,000円/式	補助金の増額
新規生産者施設整備支援	原木しいたけ新規生産講座の修了者、しいたけ栽培歴5年以内の方及びそれらの所属する団体	事業実施年度（1年目）に1,000本/年以上植菌を行い、かつ3年目までに3,000本/年以上の植菌を目指す取組に対し、乾燥機（設置費を含む。）とスライサーの導入に要する経費(注5)	1/3	(1)乾燥機1,320千円 (2)スライサー390千円	
安全労働確保支援	しいたけ栽培歴5年以内の新規生産者	作業安全(防護衣等の導入)と労働力の軽減(運搬車や動力ウインチ等の導入(注5))に要する経費。ただし、労働力の軽減に要する経費は、事業実施年度(1年目)に1,000本/年以上植菌を行い、かつ3年目までに3,000本/年以上の植菌を目指す取組に限る。	1/2	(1)作業安全 防護衣等127千円/人 (2)労働力の軽減 ア 運搬車1,935千円 イ 動力ウインチ297千円 ウ アシストスーツ150千円	

(注1)「鳥取茸王ハウス」とは、県が開発した鳥取型低コストハウスに散水施設を整備したビニールハウスをいう。

(注2)パイプハウスの導入に当たっては、鳥取型低コストハウスの導入に努めること。また、1戸当たりの面積限度は300m²とする。

(注3)対象とする取組は、事業実施年度の翌年度から3年目までにおける生産量、単位収量、販売額又は販売単価が、事業を実施する前年度実績から3割以上の増加を目指した取組であること。

(注4)ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

(注5)対象とする機械は、新品又は新品と同程度の能力等を有する中古機械（3年以上稼働できるものに限る。）とする。

様式第1号 (第5条、第9条関係)

年度鳥取市きのこ王国とっとり推進事業 (栽培環境整備支援) 実施計画書 (報告書)

1 事業の目的

2 事業計画 (実績)

施設名	施工場所		メーカー、機種、規格等	数量 (m、m2、棟、式等)	事業費 (円)	負担区分(円)		備考
	市町村	大字				市町村費	その他	
合計								

(注1) 導入する施設別、しいたけ生産者別に記載すること。

(注2) 申請時には導入する施設の概要がわかるカタログ及び見積書、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類、位置図、完成写真を添付すること。

3 生産等計画 (実績)

区分	現状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度
植菌本数 (本数)					
ハウス栽培 (Kg)	「鳥取茸王」 (金ラベル)				
	「鳥取茸王」 (銀ラベル)				
	とっとり115 (レギュラー規格)				
	その他				
	計				
露地栽培 (乾しいたけ) (kg)					

(注) 区分欄には、生産量 (kg)、単位収量 (kg/千本)、販売額 (円)、販売単価 (円/kg) のいずれかについて記載すること。

4 園芸施設共済等への加入状況 (加入済・今後加入予定 (〇年〇月)・対象施設を導入しない)

(注) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等への加入することとし、実績報告時には園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写しを添付すること。

5 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

6 他の補助金の活用の有無 (有・無) (注) 「有」、「無」のいずれかに〇をしてください。

有の場合: 活用する補助金名 ()

その事業内容 ()

当該補助金に係る問い合わせ先

補助金を所管している部署名・団体名 ()

同上 連絡先（電話番号： ）

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号（第5条、第9条関係）

年度鳥取市きのこ王国とっとり推進事業（新規生産者施設整備支援）実施計画書（報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）事業計画（実績）

機械名	実施場所		メーカー、機種、規格等	数量（台）	事業費（円）	負担区分（円）		備考
	市町村	大字				市町村費	その他	
合計								

（注1）導入する機械別、生産者別に記載すること。

（注2）申請時には導入する施設の概要がわかるカタログ及び見積書、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

（注3）事業実施主体が原木しいたけ新規生産講座の修了生の場合は、備考欄に修了年月日を記載すること。

（2）植菌計画（実績）

区分	現状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度
植菌本数（本）					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）

その事内容（ ）

当該補助金に係る問い合わせ先

補助金を所管している部署名・団体名（ ）

同上 連絡先（電話番号： ）

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号 (第5条、第9条関係)

年度鳥取市きのこ王国とっとり推進事業 (労働安全確保支援) 実施計画書(報告書)

1 事業の目的

2 事業計画 (実績)

(1) 事業計画 (実績)

機械名	実施場所		メーカー、機種、規格等	数量	事業費 (円)	負担区分(円)		備考
	市町村	大字				市町村費	その他	
合計								

(注1) 区分欄には、防護衣等(ヘルメット、防護衣、防護ズボン、防護ブーツ)、導入機械・器具別に記載すること。

(注2) 申請時には導入するものの概要がわかるカタログ及び見積書、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

(注3) 備考欄に新規生産講座の終了年月日または、栽培始期年月を記載すること。

(2) 植菌計画 (実績)

区分	現状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度
植菌本数 (本)					

(注) 防護衣等の導入のみの場合は、記載不要

3 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

4 他の補助金の活用の有無 (有・無) (注) 「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名 ()
 その事内容 ()
 当該補助金に係る問い合わせ先
 補助金を所管している部署名・団体名 ()
 同上 連絡先 (電話番号：)

年度鳥取市きのこ王国とっとり推進事業収支予算（決算）書

収支予算（決算）

(1) 収 入

(単位：円)

事業区分	予算区分	本年度予算額(円) (本年度精算額)	前年度予算額(円) (本年度予算額)	差引増減 (円)	備 考
	本補助金				
	その他 ()				
	計				
	本補助金				
	その他 ()				
	計				
合計	本補助金				
	その他 ()				
	計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(2) 支 出

(単位：円)

事業区分	支出区分	本年度予算額(円) (本年度精算額)	前年度決算額(円) (本年度予算額)	差引増減 (円)	備 考
	計				
	計				
	計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

様式第3号（第9条関係）

年度鳥取市きのこ王国とっとり推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日

職氏名 様

所在地
名称
代表者

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度鳥取市きのこ王国とっとり推進事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額
(年 月 日付 第 号による通知額) | 金 | 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告
控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$ | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

達成状況報告書

1 事業の目的

2 事業報告（概要）

事業区分	名称	規格	数量	事業費（円）	負担区分（円）		備考
					市町村費	その他	
栽培環境整備支援							
新規生産者施設整備支援							
安全労働確保支援（労働力の軽減）							
合計							

（注1）名称欄は、機械名称、施設名称、施業名称のいずれか該当する内容を記載すること。

（注2）規格欄は栽培環境整備支援、新規生産者施設整備支援及び安全労働確保支援（労働力の軽減）はメーカー、機種、馬力及び動力等を記載すること。

（注3）数量欄は、栽培環境整備支援及び新規生産者施設整備支援は台数等を記載すること。

3 事業報告（事業別）

（1）原木安定供給支援（作業道開設）

区分		当該年度	年度	年度	年度	備考
伐採面積 (ha)	計画					
	実績					
原木供給本数 (本)	計画					
	実績					

(2) 栽培環境整備支援

区分		現状	当該年度	年度	年度	年度	備考
生産 量 内訳 (kg)	「鳥取茸王」 (金ラベル)	計画					
		実績					
	「鳥取茸王」 (銀ラベル)	計画					
		実績					
	とっとり115	計画					
		実績					
	その他	計画					
		実績					
	露地栽培 (乾しいたけ)	計画					
		実績					
	単位収量(kg/千本)	計画					
		実績					
販売額(円)	計画						
	実績						
販売平均単価 (円/kg)	計画						
	実績						

(3) 新規生産者施設整備支援、安全労働確保支援（労働力の軽減）

区分		現状	当該年度	年度	年度	年度	備考
植菌本数（本）	計画						
	実績						

参考様式1（別表）

原木安定供給協定書（例）

（目的）

第1条 生産者〇〇〇〇（以下「甲」という。）、森林所有者〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び素材生産業者〇〇〇〇（又は〇〇森林組合）（以下「丙」という。）の3者は、しいたけ原木を将来にわたり安定的に供給及び確保することを目的にこの協定を締結する。

（実施の主体）（参考例）

第2条 甲は、伐採、造材、搬出されたしいたけ原木（以下「原木」という。）の供給を受ける者とする。

2 乙は、原木として使用できる立木（以下「立木」という。）（及び再造成、育成管理できる土地を所有する者とする。

3 丙は、原木安定供給事業の事業実施主体として、乙が所有する立木の伐採、造材、搬出（及び再造成、育成管理）（以下「整備」という。）し、協定の期間中、原木を甲に供給する者とする。

（期間）

第3条

この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（協定の対象とする森林）

第4条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	面積(ha)	備考

（役務と対価）（参考例）

第5条 甲は、協定期間中、供給を受けたい原木の本数、樹種、径級及び納期を丙に申込みものとする。

2 丙と乙は、対象森林の整備に関する受委託契約を締結するとともに、前項の申込み内容に対応するための施業計画書を別添により作成するものとする。

3 丙は、施業計画書に基づき対象森林の整備を行い、申込みに応じて甲に原木を供給するものとする。

4 甲は、供給された原木を確認した上で、丙に対象森林の整備に要する経費（及び立木代金）の一部を原木代金として支払うものとする。

5 乙は、丙に対象森林の整備に要する経費の一部を支払うものとする。

6 丙は、乙に立木代金を支払うものとする。

（甲の責務）

第6条 甲は、注文した原木について、原則として注文の取り消しはしないものとする。

（乙の責務）

第7条 乙は、対象森林について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

（1）協定期間中は対象森林を開発等により転用しないこと。

（2）対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議の申立てがあった場合は、その処理解決に当たること。

（丙の責務）

第8条 丙は、対象森林の整備の実施後、その結果を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

2 丙は前項の報告時に、対象森林の整備に要した経費から原木安定供給支援による補助金相当額を除し、甲及び乙に対象森林の整備に要する経費（及び立木代金）を通知するものとする。

（協定に係る権利及び義務の承継等）

第9条 乙は、協定期間において、対象森林に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をする場合は、丙へその旨を届け出るものとする。この場合において、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、協定期間中に氏名若しくは住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかにこれを甲及び丙に書面で通知するものとする。

（特別な事情による協定の失効）

第10条 次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

（1）対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されたとき。

（2）火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第11条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

上記の協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名

丙 住 所
氏 名

別添

施業計画書

1 施業計画

年度 名称	当該 年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
伐採面積(ha)							
原木供給本数(本)							
作業道開設延長(m)							
植栽面積(ha)							
保育面積(ha)							
その他 ()							

(注1) 保育面積欄には、下刈り、芽かき等の作業種を記載すること。

(注2) 適宜列を追加して記載すること。

2 添付書類

位置図、平面図